第二十二条　内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一　法第二十五条第一項第一号から第九号までに掲げる書類　当該内国会社

二　法第二十五条第一項第十号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

［２・３　略］

４　第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】（2）

【英訳名】

【代表者の役職氏名】（3）

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（4）

【届出の対象とした募集（売出）金額】（5）

【安定操作に関する事項】（6）

【縦覧に供する場所】（7）

名称

（所在地）

第二十二条　［同上］

一　法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類　当該内国会社

二　法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

［２・３　同上］

４　第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】（2）

【英訳名】

【代表者の役職氏名】（3）

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（4）

【届出の対象とした募集（売出）金額】（5）

【安定操作に関する事項】（6）

【縦覧に供する場所】（7）

名称

（所在地）